

令和2年3月19日（木曜日）午後2時1分開議

○議長（森田一成君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 三橋でございます。

まず、議案第2号 市長専決処分報告及び承認を求めることについてにつきまして、反対の立場で討論いたします。

本案は、新斎苑建設用地の取得に係る損害賠償請求権等履行請求事件につきまして、一審の奈良地方裁判所において一部認容判決があり、これに対して被告奈良市が控訴したことを報告し、その承認を議会に求めるものであります。

本判決の主な内容としましては、奈良市が仲川元庸氏に対し、1億6772万2252円及びこれに対する平成30年4月10日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払うよう請求することの請求を認容するものであります。

本判決理由の概要は、次のとおりであります。

新斎苑建設用地につきまして、奈良市では当初、用地買収費用として3億円を予定しており、相手方もこれを前提としていたにもかかわらず、鑑定の評価額が想定外に安価であったことを受けて、売買代金の決定に当たって鑑定では考慮されなかった岩井川ダム事例を考慮することとしたという経緯があることが認められることに加え、本件売買契約の代金と本件土地に存する産業廃棄物の処理に要する費用を合算するとおおよそ3億円となること、また、本件売買契約の締結に必要な予算の議決を得る段階に至っても、西側の追加買収地について何ら具体的な活用計画や財源について定まっていなかったことが認められ、奈良市は、法改正前の合併特例債の発行期限内に実現すべく、本件売買契約の代金を相手方が要望する3億円に近づけるため、本件買収地の代金額の決定において、鑑定では考慮されなかった岩井川ダムの事例を考慮し、具体的な活用計画のない西側の追加買収地を購入し、産業廃棄物の処理費用についても奈良市で負担することとしたものであるところ、実質的には無価値の本件買収地につきまして、産業廃棄物の存在を価格形成要因から除外した、鑑定額の3倍以上である本件売買契約の代金額は、あまりにも高額に過ぎるというのであります。

さらには、新斎苑整備事業につきましては、土地収用法第3条第25号の適用事業に当たることから、仮に、奈良市において本件買収地が新斎苑建設候補地として最適であり、ほかに適当な代替地が見当たらないと考えていたのであれば、鑑定の評価額が当初予算と大きく乖離することが見込まれ、地権者の同意を得ることが困難となる見込みが判明した時点で、土地収用まで見越した用地取得計画をも検討した上で地権者との交渉に臨むべきであったにもかかわらず、奈良市において、これを検討した形跡はうかがわれないうことであります。

そして、以上の点を検討したところによれば、本件売買契約の締結行為は、市長としての裁量権の範囲を逸脱したものであり、違法であるとされたものであります。

これらの内容は、本件買収地の価格につきましては、不動産鑑定業者2社により適正に行われた鑑定価格の平均価格である平米単価463円を大幅に上回る1,514円として購入したものであり、

価格算定に当たって重大な他事考慮が見受けられ、面積につきましては、奈良市新斎苑基本計画にある5.8ヘクタールを大きく上回り、しかも追加された5.2ヘクタールの大部分については、いまだ具体的事業の計画のない土地であるにもかかわらず、その区域を含めた計約11ヘクタールの土地を購入しようとするものでありまして、正常な取引価格から逸脱して、いまだ目的の定まらない土地の区域を購入する権限など市にはなく、財務会計上の取扱いとしては認められるものではないことなどを指摘し、また、市長等の説明によれば、市が地権者と価格交渉等を行った結果として、取得価格及び取得範囲が決定されたというものでありますが、公共用地の取得に係る補償内容は、補償基準等の客観的基準に基づいて算出されるものであり、地権者が当該補償内容に不満があるからといって、交渉等により価格の増減や取得範囲の追加等が認められるものではないから、市が説明する地権者の内諾を得るまでの経緯については、公共用地の取得に係る用地交渉としての原則から逸脱しているものと言わざるを得ないなどと、本件売買契約の締結に先立つ平成29年12月12日の補正予算等特別委員会及び同月14日の本会議などにおきまして、私が明確に指摘してきた内容とほとんど同旨のものであります。

これら事前に度重なる指摘を受けておきながら、浅はかにも本件売買契約の締結行為に及んだことから、その違法性については故意または重大な過失が認められることは明白であり、仲川元庸氏は市長という重職にありながら、奈良市及び奈良市民に対して1億7000万円を超える多大な損害をもたらしている状況にあり、公共用地の取得が違法とされる典型的な事例よりもさらに顕著に悪質とも言うべき内容の売買契約を締結した行為につきましては、社会正義の観点から、これはみじんも擁護する余地のないものと言わざるを得ません。

以上のことから、仲川元庸氏が個人として負うべきことが明らかである責任につきまして、損害を被った側である奈良市が、これを擁護するために奈良市民が納めた多額の税金をさらに投じて、市職員の人件費や弁護士費用などに充てて訴訟に対応することは、市役所における通常の事務を停滞させ、奈良市及び奈良市民の被る損害を拡大させるものと言わざるを得ず、まして、控訴の意思決定に市長自ら実質的に関与していたことについては、利益相反関係にある者がこれに参画したという重大な瑕疵が存在することは言うに及ばず、公正な対応であるとは言い難いものであります。むしろ、奈良市としてこれ以上の損害を被らないためにも、即刻控訴を取り下げ、曇りなき瞳の持ち主であれば、妥当であることが明らかな一審判決に従い、奈良市は仲川元庸氏に対して損害賠償請求を履行すべきものと考えます。

したがいまして、本件に係る奈良市による控訴の提起につきましては、これを承認することはできないものと結論づけるほかなく、本案には反対するものであります。

続きまして、議案第9号 奈良市児童相談所基金条例の制定についてにつきましては、反対いたします。

児童相談所の整備及び運営に必要な資金を積み立てるために新たな基金を創設することにつきましては、心のふるさと応援基金や福祉基金など、既に趣旨、目的の重複する基金が存在している上、児童相談所の運営のための財政上の担保は、一般財源の安定的な確保により行うべきものと考えますので、賛成することはできません。

仮に財源不足に備えるというのであれば、財政調整基金を用いてその役割を果たさせるべきものでありまして、本案にいう児童相談所基金なるものの創設は、いたずらに奈良市財政の状況を不明瞭にしていくものと言わざるを得ません。

したがいまして、本案には反対するものであります。

これに一部関連しまして、議案第14号 令和2年度奈良市一般会計予算につきましては、賛成の立場で討論いたします。

児童相談所の事務につきましては、現在は奈良県において実施されているところ、奈良県から当該事務の移管を受けようとする奈良市であります。危機的な財政状況にあることは誰の目にも明らかであります。この状況において、児童相談所の事務の移管を受けることには、もろ手を挙げて賛成することはできないわけでありましたが、確固たる財政再建と併せて継続的な財政上の裏づけを持って実施していく場合には、反対するものではありません。

なお、国による財政的な支援につきましては、いつまでも受けることのできないものであることは目に見えております。先ほど言及しました財政調整基金の残高が極少であることには深刻な懸念を抱くものでありまして、児童相談所の事務を含む市政全般を安定的に実施していくためにも、これの計画的な運用に努めるよう求める次第であります。

また、本案の残余のうち特段言及しておくべき部分として、3億円を計上している同報系防災行政無線整備事業につきましては、私も防災施策の充実を強く求め続けてきたものであり、今般、25か所の屋外拡声子局の増設により、災害時及びその後の復旧段階における基本的な情報伝達手段として機能し、救命救助及び避難生活の支援等のために重要な役割を果たしていくことを期待するものであります。

これに関しましては、運営方法の見直しや改善と一体のものであるという私の指摘に沿った市の見解とともに、奈良市の負担を限りなく抑制した財源獲得の手法も含めて、高く評価したいと考えております。

また、議案第34号 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定についても関連し、本条例の成立後に必要となる執行経費が計上されていない点については、地方自治法第222条第1項に違反する疑義があるので、早期の対応を求めるものであります。

続きまして、議案第25号 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてにつきましては、反対いたします。

議案第2号に係る部分でも言及いたしましたが、現在におきましても、市長等の損害賠償責任が認められている事案は、問題とされる行為の背信性が著しい場合や、当該公務員の能力が著しく劣っていた場合に限定されているものと言うことができ、この状況からさらに免責の範囲を拡大しようとする条例は、通常的能力を有する行政職員であれば全く必要のないものと断言することができるのであります。公務員賠償責任保険制度も充実している昨今の状況に鑑みましても、奈良市ないし奈良市民に損害を与え、違法性の認識について、過失ある行為に起因する損害については、当該公務員の自らの責任において賠償されるべきことは当然であるとしか言いようがありません。

また、市長等が多額の損害賠償責任を負う事態を避けるためには、これを免責することによって対処するのではなく、適正な行政執行が行われるよう、上に立つ者が部下の正しい意見を尊重する姿勢を持つとともに、現在のような無法の独断専行を排し、職員らの法務能力の向上のための実効的な施策と、まともな行政機関としての内部統制の強化によって対応すべきものであるというのが、常識的な感覚を有する市民の意見であります。

したがいまして、本案には反対するものであります。

議案第27号 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部改正について及び議案第28号 奈良市都・福祉センター条例の一部改正についてにつきましては、意見を付して賛成いたします。

本案は、両福祉センターの開館時間を短縮する内容であります。この点につきましては、私も行政の効率化の観点から必要なものと考えます。しかしながら、開館時間を短縮するにもかかわらず、運営委託費用の縮減を見込んでいない点につきましては、到底理解することができないところであります。

今後において、この点に関する合理的な改善を図るべきとの意見を付して、両案には賛成するものであります。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてにつきましては、反対いたします。

本案は、北人権文化センターの指定管理者としての自治会を指定するものであります。そもそも人権文化センターの役割は、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図ることではありますが、これを果たすため、その運営には高度な専門性が要求されるものであります。

一方で、自治会の性質は一般に、一定の区域を単位とする地縁団体として地域の課題について会員相互に協力して、協議して解決し、時には諸行事を開催するなどして懇親を図るものであり、人権文化センターの役割を全うすることができるかという点につきまして、懸念を払拭することができないものであります。

したがって、人権文化センターの指定管理者として自治会を指定することは相当ではないものと思料され、本案には反対するものであります。

討論は以上であります。